

令和5年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和5年7月19日（水）

令和5年第7回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和5年7月19日（水）午後2時00分

茅ヶ崎市役所分庁舎5階 F会議室

○ 議事日程

- 第1 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第3 議案第38号 非農地証明願について
- 第4 議案第39号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について
- 第5 議案第40号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第6 議案第41号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について
- 第7 議案第42号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改訂について
- 第8 報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について
- 第9 報告第18号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について
- 第10 報告第19号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について

出席委員

1 番	鈴木	邦夫	君	8 番	廣瀬	正実	君
2 番	原田	勝幸	君	9 番	三橋	清高	君
3 番	高橋	久雄	君	10 番	野崎	雅博	君
4 番	石射	祥光	君	11 番	阿部	富美	君
5 番	村越	重芳	君	12 番	齋藤	和子	君
6 番	遠藤	信行	君	13 番	吉田	恵子	君
7 番	小澤	昇	君	14 番	石腰	明美	君
区域 2	生川	仁	君	区域 3	高橋	宗一	君
区域 4	永野	晃	君				

欠席委員

14 番 石腰 明美 君

事務局職員出席者

事務局長 岡崎 貴裕 君

局長補佐 伊藤 和範 君

午後 2 時00分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただ今より令和 5 年第 7 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

なお、本日は、14番石腰明美委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数14名のうち13名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により成立していることをご報告申し上げます。

また、本日は、推進委員にも出席していただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。9番三橋清高委員、10番野崎雅博委員以上のご両名によろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 1、議案第36号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番から 3 番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

1 番案件は、11番阿部委員より、2 番及び 3 番案件は13番吉田委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いいたします。

1 番案件について、阿部委員より報告をお願いいたします。

○11番（阿部富美君） 議案第36号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてのうち、1 番案件をご報告いたします。

～ 1 番案件について内容を説明～

申請地は、1 筆、現況畑、297㎡でございます。

令和 5 年 7 月 6 日、担当委員 1 名と事務局 2 名で現地調査をいたしました。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大のため、譲渡人は営農に協力するためです。

今後につきましては、きゅうり、ニンジン、ダイコン等を作付けする予定です。

譲受人の現在の耕作面積は、16アールです。

労働力につきましては、本人76歳、従事日数240日、兼業、配偶者73歳、従事日数120日、兼業、子40歳、従事日数60日、兼業でございます。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。続いて、2番及び3番案件について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○13番（吉田恵子君） 引き続き、2番及び3番案件をご報告いたします。

～2番案件について内容を説明～

申請地は、2筆、いずれも現況畑、合計422㎡でございます。

令和5年7月11日、担当委員1名と事務局2名で現地調査をいたしました。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大のため、譲渡人は営農に協力するためです。

今後につきましては、柿等を肥培管理する予定です。

譲受人の現在の耕作面積は、118アールです。

労働力につきましては、本人62歳、従事日数200日、専業、母87歳、従事日数100日、専業でございます。

続いて、3番案件についてご報告いたします。

～3番案件について内容を説明～

申請地は、1筆、畑、705㎡でございます。

令和5年7月10日、担当委員1名と事務局2名で現地調査をいたしました。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大のため、譲渡人は営農に協力するためです。

今後につきましては、ジャガイモ、里芋、ホウレンソウを作付けする予定です。

譲受人の現在の耕作面積は、47アールです。

労働力につきましては、本人82歳、従事日数200日、専業、配偶者76歳、従事日数100日、専業、子49歳、従事日数70日、兼業でございます。

いずれも、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番から3番案件まで報告のとおり許可することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第2、議案第37号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を上程いたします。

13番吉田委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いいたします。

○13番（吉田恵子君） 議案第37号、農地法第5条の規定による許可申請について1番案件をご報告いたします。

～案件について内容を説明～

令和5年7月10日、担当委員1名と事務局2名で現地を調査してまいりました。

申請地は、3筆、いずれも現況畑、合計399㎡でございます。

申請目的は、農家分家住宅です。農地区分は第2種農地、権利関係は使用貸借でございます。

申請理由としましては、譲受人は現在、譲渡人の住居に同居しておりますが、子供の成長にともない手狭となり、譲渡人が所有する土地に分家住宅を建築するものです。他に適地もなく、日照・通風等、隣接農地への影響がないことから、当該地を選定したとのことです。

工事計画につきましては、整地し、汚水は合併浄化槽を設置して浸透枳を介し、敷地北側の簡易下水道へ接続させます。雨水については宅地内に浸透枳を設置し自然浸透処理とします。

隣地への被害防除につきましては、建築工事終了後別途外構工事を行う予定です。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第37号、農地法第5条

の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり許可することを決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(原田勝幸君) 日程第3、議案第38号、非農地証明願について、1番案件を上程いたします。

11番阿部委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いいたします。

○11番(阿部富美君) 議案第38号、非農地証明願についてご報告いたします。

今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたもので、令和5年7月12日、担当委員1名と事務局2名で現地調査をいたしました。

～案件について内容を説明～

申請地は、1筆、登記地目畑、297㎡でございます。

当該地は、10年以上山林として経過している土地と判断出来、農地として復元することが困難であることから、現況と登記地目を合わせるために申請が出されたものです。

「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」別表1に掲げる「位置、面積、形状等からみて、農地として耕作の用に供することができないもの」に該当し、非農地要件をすべて満たしていることを確認いたしました。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(原田勝幸君) ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐(伊藤和範君) 特にございません。

○議長(原田勝幸君) では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 「なし」と認め、採決をいたします。議案第38号、非農地証明願については、報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(原田勝幸君) 日程第4、議案第39号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について1番及び2番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

1 番及び 2 番案件について、区域 3 高橋宗一委員より報告をお願いいたします。

○区域 3（高橋宗一君） 議案第 39 号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権の設定等について、1 番及び 2 番案件をご報告いたします。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで所有権の移転及び貸し借りを行うもので、茅ヶ崎市が旧農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の利用権を設定する農地は、8 筆、いずれも畑、合計 1,107.09㎡でございます。

権利の存続期間は、令和 5 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までで、権利の種類は、賃借権でございます。

～ 2 番案件について内容を説明～

続いて、2 番案件の利用権を設定する農地は、2 筆、それぞれその一部、いずれも畑、合計 719㎡でございます。

権利の存続期間は、令和 5 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までで、権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 1 番案件の法人は、新規参入の法人となっております。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○5 番（村越重芳委員） 本案件の法人は、本案件のために法人設立をしたのか。他に業務をしているのか。

○局長補佐（伊藤和範君） 本法人は、すでに、設立された法人です。農福連携事業として、障害者の方ともいっしょに農作業をしていきたいとのことです。

○議長（原田勝幸君） 他にご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 39 号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権の設定等について、1 番及び 2 番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第5、議案第40号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について1番から4番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

1番及び2番案件は、11番阿部委員より、3番及び4番案件は13番吉田委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いいたします。

1番及び2番案件について、阿部委員より報告をお願いいたします。

○11番（阿部富美君） 議案第40号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、1番及び2番案件をご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

～1番案件について内容を説明～

令和5年7月6日、担当委員1名と事務局2名で現地調査をいたしました。

特例農地23筆の耕作状況をご報告いたします。

1筆、畑、885㎡につきましては、枝豆が作付けされておりました。

7筆、いずれも現況畑、合計1,615.44㎡では、ハウス内でトマトが作付けされておりました。

5筆、いずれも現況畑、合計973.10㎡につきましては、ニンジン、里芋等が作付けされておりました。

7筆、いずれも現況畑、合計1,202㎡では、きゅうりやトウモロコシ、里芋等が作付けされているほかは、準備中でした。

1筆、畑、135㎡は残渣置場として使用されておりました。

2筆、いずれも畑、合計1,169㎡につきましては準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、軽トラその他一式でございます。

労働力は、本人57歳、従事日数350日、専業、母83歳、従事日数350日、専業でございます。

続いて、2番案件をご報告いたします。

～2番案件について内容を説明～

令和5年7月10日、担当委員1名と事務局2名で現地調査をいたしました。

特例農地 6 筆の耕作状況をご報告いたします。

6 筆、いずれも現況畑、合計2,532㎡につきましては、柿が肥培管理されているほか、きゅうり、ナス等が作付けされていました。

農機具の保有状況は、耕運機、軽トラ、管理機、その他一式でございます。

労働力は、本人92歳、従事日数300日、専業でございます。

いずれの案件も農業経営がなされていることを確認いたしました。

よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

続いて、3 番及び 4 番案件について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○13番（吉田恵子君） 引き続き、3 番及び 4 番案件を一括してご報告いたします。

～ 3 番案件について内容を説明～

令和 5 年 7 月 11 日、担当委員 1 名と事務局 2 名で現地調査をいたしました。

特例農地24筆の耕作状況をご報告いたします。

21筆、いずれも田又は畑、合計8,009.12㎡につきましては、水稻栽培のほか、ビワが肥培管理されていました。

2 筆、いずれも田、合計432㎡につきましては、準備中でした。

1 筆、田、786㎡につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況及び労働力は、4 番案件の方と兄妹でありますので、4 番案件と併せてご説明いたします。

～ 4 番案件について内容を説明～

続きまして、4 番案件の特例農地 4 筆の耕作状況をご報告いたします。

3 筆、いずれも畑、合計2,203㎡につきましては、ウメが肥培管理されているほか準備中でした。

1 筆、畑、436㎡につきましては、ビワが肥培管理されているほか準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人65歳、従事日数200日、専業、妹60歳、従事日数150日、専業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第40号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番から4番案件を報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第6、議案第41号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想についてを上程いたします。農業水産課より説明いたします。

○農業水産課主査（嶋村亜矢子君） 貴重なお時間をいただきありがとうございます。

議案第41号、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し」について、ご説明させていただきます。

本構想は、農業経営基盤強化促進法の規定により、茅ヶ崎市の今後の農政を推進する目標を定めており、平成13年の策定から概ね5年ごとに見直しされております。本構想に基づき、農業委員会の総会等でご審議いただいている「利用権設定促進事業」や会長や地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員さんにご出席いただいております「新規就農や認定農業者制度」等を運用しているところでございます。

今回、農業経営基盤強化促進法の一部改正をうけ、県が4月に「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を定めており、各市町におきましても、県が策定した基本方針に即して内容を見直すこととなりました。

主な変更点は3つあります。

まず、1つ目ですが、13ページをお開きください。

法改正により農業を担う者の確保及び育成に関する事項として、担い手の確保や育成の考え方、就農等希望者のサポート体制等が追記されました。

2つ目ですが、21及び22ページをお開きください。

令和7年3月までに地域計画の策定が法定化されており、将来の農業や農地利用の姿について話し合いを実施すること等、地域計画の推進に関する事業を追記しております。

3つ目につきましては、案には記載されておりませんが、農地利用集積円滑化事業という章がありましたが、農地中間管理事業に移行しており、削除しております。

その他、時点修正として軽微な文言の修正を行っておりますが、この後、農協へ意見聴取、県との協議により変更部分がでてくる可能性があることをご承知おきください。なお、変更の手續に際しては、農業委員会及び農協に意見を伺うこととなることから、農業委員会におきましては、本日の総会でのご審議、農協におきましては後日、農協で開催されますJAさがみ茅ヶ崎地区運営委員会におきまして、ご意見をいただき、県と協議を行い、9月末までに見直し、公告をするという予定であります。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 農業水産課の説明が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご意見ご質問ございますか。

○9番（三橋清高君） 新規就農者についてですが、茅ヶ崎市では年間3人以上を目標にしていますが、新規就農者の人数に目標値を設けることはどうなのか。神奈川県の新規就農者の人数を10,000人から20,000人に倍増させるということも同じことで、新規就農しても10分の1くらいしか残らないことなどを考えると、「人数」という数値目標を設けるようなものではないのではないか。

○3番（高橋久雄君） 基本構想の作成、見直しにおいては、国県の施策の数値目標に合わせた数値目標により作成して行かざるを得ないのです。

○農業水産課主査（嶋村亜矢子君） 基本構想は、国の農業経営基盤強化促進法という法律に基づいて作成しなければならないこととなっており、県の基本方針に従って作成するものです。このことから、県の基本方針に定められた数値目標に基づいて、茅ヶ崎市でも数値目標を設定せざるを得ないのです。あくまでも、県の基本方針に則した形で基本構想を作成しているものです。

○議長（原田勝幸君） 他にご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第41号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、説明のとおり改訂することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第7、議案第42号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改訂についてを上程いたします。事務局より説明します。

○局長補佐（伊藤和範君） 議案第42号「農地等の利用の最適化に関する指針の一部改訂について」事務局よりご説明いたします。

農地等の利用の最適化に関する指針については、令和5年第3回茅ヶ崎市農業委員会総会において改正農業委員会法の内容を反映した修正の承認をいただいたところです。

今回、議案第41号でご審議いただいた、茅ヶ崎市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定に伴い、本指針におきましてもこの基本的な構想を踏まえ、長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すことから、表として記載されている現状と目標、10年後の集積率、担い手の育成・確保、新規参入の促進目標などについて変更するものでございます。修正箇所につきましては、網かけをして表示してございます。

指針については、変更しようとするとき、農地利用最適化推進委員の意見を聴き、変更した際には、公表しなければならないこととされております。

変更のご承認をいただきましたら、ホームページにて更新を行わせていただきます。よろしくお審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 事務局の説明が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第42号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改訂について、説明のとおり改訂することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「ご異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第8、報告第17号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 9ページ、報告第17号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。議案書記載のとおり、1番案件となっております。

本案件は、届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第

17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第17号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第9、報告第18号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 10ページ、報告第18号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

1番から6番となっております、転用目的は住宅・共同住宅・駐車場敷地でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第18号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第10、報告第19号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 11ページ、報告第19号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

記載のとおり1番から9番案件となっております、転用目的は住宅・駐車場敷地等でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第19号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和5年第7回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

午後3時12分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員